

ファミリー・サポート・センターの概要

1 趣旨について

子育ての援助を受けたい人(依頼側)と子育ての援助をしたい人(サービス提供側)からなる会員組織(ファミリー・サポート・センター)をつくり、会員間で子どもを預かる制度です。

概ね小学校3年生までの児童を対象に、預かってほしい時、会員間で次のような支援を行います。

保育所、幼稚園、小学校等の開始時間まで(又は終了後)子どもを預かること。

放課後児童クラブの終了後、子どもを預かること。

保育所、幼稚園、小学校等までの送迎を行うこと。

保護者等が冠婚葬祭等の際、子どもを預かること。

その他会員の仕事と子育ての両立のために必要な場合、子どもを預かること。など

2 サービスの利用又は提供の仕組み



(1)会員の対象となる方で、サービスの利用または提供を希望する人はセンターに会員登録し、アドバイザーは、登録会員の中から事前に「依頼会員(おねがい会員)」と「提供会員(まかせて会員)」のマッチング(ペアの事前決定)を行う。

(2)登録した「依頼会員」は、利用したい時に、その日時と内容をセンターに申し込む。

(3)センターのアドバイザーは、その内容を「提供会員」に依頼する。

(4)アドバイザーは、了解を得られた「提供会員」を「依頼会員」に紹介する。

(5)援助活動を実施する。

(6)援助活動終了後、「依頼会員」は、「提供会員」に報酬を支払う。

3 施行期日について

平成19年11月1日から施行します。